

【居宅介護支援】

緊急時等居宅カンファレンス加算
算定のガイドブック

目次

- はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 緊急時等居宅カンファレンス加算とは？・・・・ 4
- 緊急時等居宅カンファレンス加算の単位数・・・・ 5
- 緊急時等居宅カンファレンス加算の算定要件・・・・ 6
- 緊急時等居宅カンファレンス加算のQ & A・・・・ 7～8

はじめに

本資料をダウンロード頂きありがとうございます。
ごぞいます。

本資料は、緊急時等居宅カンファレンス加算の算定に向けた前提となる情報を把握するために活用いただく資料となっています。

具体的な解釈や申請等については、公表されている最新情報をもとに、所轄官庁へお問い合わせいただきますようお願い致します。



緊急時等居宅カンファレンス加算とは？

緊急時等居宅カンファレンス加算とは、利用者の病状が急変した場合や医療機関における診療方針の大きな変更があった場合など、居宅サービス計画書に変更が必要となった場合に、居宅サービス計画を変更し、居宅サービス・地域密着型サービスの調整を行うことを評価する加算として設けられています。

厚生労働省の介護給付費等実態統計の平成31年4月サービス提供分では、緊急時等居宅カンファレンス加算の算定率は、事業所ベースで『0.21%』となっています。

令和3年度の介護報酬改定では、居宅介護支援事業所の『医療機関との情報連携の強化』という視点から改定が行われましたが、緊急時等居宅カンファレンス加算についての変更はありませんでした。

それでは、緊急時等居宅カンファレンス加算の単位数や算定要件について見ていきましょう。

緊急時等居宅カンファレンス加算の単位数

加算の種類	単位数
緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位／回

緊急時等居宅カンファレンス加算は、『**1月に2回を限度**』として、加算を算定することができます。

緊急時等居宅カンファレンス加算の算定要件

- 病院・診療所の求めにより、医師・看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行うこと。
- 必要に応じて、速やかに居宅サービス計画を変更し、居宅サービス・地域密着型サービスの利用に関する調整を行うこと。
- カンファレンスの実施日、カンファレンスに参加した医療関係職種等の氏名、カンファレンスの要点を居宅サービス計画等に記載すること。

緊急時等居宅カンファレンス加算のポイント

- 「医師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行っているか」をチェックされることになります。
- 『**病院・診療所の求め**』により、実施されていること。
- 『**必要に応じて**』なので、結果的に調整の必要性が生じなかった場合でも算定できます。
- 居宅サービスの利用実績がないなど、給付管理を行わなかった場合は算定できません。

緊急時等居宅カンファレンス加算のQ&A

平成24年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) 平成24年3月16日 問112

Q.

カンファレンス後に入院などで給付管理を行わない場合には、加算のみを算定できるのか。

A.

月の途中で利用者が入院した場合などと同様、居宅介護支援を算定できる場合には、当該加算も算定することが出来るが、サービスの利用実績がない場合等給付管理票が作成できない場合は居宅介護支援を算定することができないため、当該加算についても算定できない。

緊急時等居宅カンファレンス加算のQ&A

平成24年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) 平成24年3月16日 問113

Q.

「必要に応じてサービスの利用に関する調整を行った場合」とあるが、結果として調整しなかった場合も算定できるのか。

A.

当該カンファレンスは、利用者の病状が急変した場合や、医療機関における診療方針の大幅な変更等の必要が生じた場合に実施されるものであることから、利用者の状態像等が大きく変化していることが十分想定されるところであるが、結果的に調整の必要性が生じなかった場合についても評価をするものであり算定できる。